



福 井 県

# 社会的養育推進計画



令和2年3月

福 井 県

# 目 次

<b>第1章 計画の基本的事項</b> .....	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の基本理念および全体像	
3 計画期間	
4 推進体制	
5 他計画との関係	
<b>第2章 福井県の社会的養育の現状</b>	
1 児童相談対応の現状 .....	3
2 社会的養育の現状 .....	7
3 計画期間の代替養育を必要とする子ども数の見込み .....	10
<b>第3章 社会的養育推進の取組および目標</b>	
1 当事者である子どもの権利擁護 .....	12
2 市町の子ども家庭支援体制の構築 .....	14
3 里親等への委託の推進 .....	17
4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化および多機能化・機能転換.....	21
5 自立支援の推進 .....	23
6 一時保護の体制強化 .....	25
7 児童相談所の体制強化 .....	27
<b>参考資料</b>	
1 福井県社会的養育推進計画の策定経過 .....	30
2 福井県社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿（令和元年度） .....	31







18) 依據地價資料及戶數資料繪製地價指數

○地價指數的編製作業

地價指數係以一定數額的房地產價格為標準，將一定時期內各戶房地產價格之變動與標準價格之比率，



地類	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
自用住宅用地	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
商業用地	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
工業用地	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
其他用地	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
公有土地	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
公有房屋	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
其他	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

資料來源：內政部地政司地價指數編製小組  
 資料說明：地價指數係以一定數額的房地產價格為標準，將一定時期內各戶房地產價格之變動與標準價格之比率，







## 2 投資的變遷與展望

### 2.1 投資的變遷與展望

透過分析過去十年間數據與分析可知，其間以「高資產階級」除了國外房地產之外，最顯著的投資趨勢為「高資產階級投資於中國房地產市場」。

年份	投資類別				總額	佔比
	房地產	股票	債券	其他		
2010	1,200	1,000	1,000	1,000	4,200	28%
2011	1,500	1,200	1,000	1,000	4,700	32%
2012	1,800	1,500	1,000	1,000	5,300	34%

年份	投資類別				總額	佔比
	房地產	股票	債券	其他		
2013	2,200	1,800	1,000	1,000	6,000	37%
2014	2,500	2,000	1,000	1,000	6,500	38%
2015	2,800	2,200	1,000	1,000	7,000	40%

資料來源：根據「中國房地產投資開發統計年報」整理與計算。

資料來源：根據「中國房地產投資開發統計年報」整理與計算。

### 2.2 中國房地產投資開發統計年報的預測與分析

根據國家統計局的預測，預計在 2016 年，房地產投資開發總額將達到 17.1 億元，比 2015 年增長 10.5%，比 2014 年增長 15.5%。



資料來源：根據「中國房地產投資開發統計年報」整理與計算。



#### (4) 具危險・危害物質貯留貯藏施設、貯留

施設人員管理職に付託した貯留施設は、貯留施設に24時間人員配置して対応し、貯留施設に必要の設備設備は24時間稼働して対応し、平常時稼働率は20%以上稼働率を確保して対応している。



年度	具危険・有害物質貯留貯藏施設			具危険・有害物質貯留貯藏施設		
	稼働率(%)	貯留実績(トン)	備註	稼働率(%)	貯留実績(トン)	備註
2015	20	1,000	〇	20	1,000	〇
2016	20	1,000	〇	20	1,000	〇
2017	20	1,000	〇	20	1,000	〇
2018	20	1,000	〇	20	1,000	〇
2019	20	1,000	〇	20	1,000	〇
2020	20	1,000	〇	20	1,000	〇

単位：稼働率(%)



□ 標準貸借対当表を貸借対当表として表示する方法

標準貸借対当表として表示する際の貸借対当表の表示は、標準貸借対当表として、下記の順序で表示されます。

	貸借対当表			貸付	
	借方	貸方	借方	貸方	貸付
現金	100	100	100	100	100
現金預金	100	100	100	100	100
現金当座	100	100	100	100	100

□ 標準貸借対当表を貸借対当表として表示する方法

標準貸借対当表として表示する際の貸借対当表の表示は、標準貸借対当表として、下記の順序で表示されます。標準貸借対当表として表示する際の貸借対当表の表示は、標準貸借対当表として、下記の順序で表示されます。

標準貸借対当表として表示する際の貸借対当表の表示は、標準貸借対当表として、下記の順序で表示されます。

標準貸借対当表として表示する際の貸借対当表の表示は、標準貸借対当表として、下記の順序で表示されます。

科目	貸借対当表			貸付	
	借方	貸方	借方	貸方	貸付
現金	100	100	100	100	100
現金預金	100	100	100	100	100
現金当座	100	100	100	100	100
現金	100	100	100	100	100
現金預金	100	100	100	100	100
現金当座	100	100	100	100	100
現金	100	100	100	100	100
現金預金	100	100	100	100	100
現金当座	100	100	100	100	100

□ 標準貸借対当表を貸借対当表として表示する方法・標準貸借対当表を貸借対当表として表示する方法

標準貸借対当表として表示する際の貸借対当表の表示は、標準貸借対当表として、下記の順序で表示されます。標準貸借対当表として表示する際の貸借対当表の表示は、標準貸借対当表として、下記の順序で表示されます。

標準貸借対当表		標準貸借対当表	
借方	貸方	借方	貸方
現金	100	100	100
現金預金	100	100	100
現金当座	100	100	100
現金	100	100	100
現金預金	100	100	100
現金当座	100	100	100
現金	100	100	100
現金預金	100	100	100
現金当座	100	100	100

1 国庫費である子どもへの権利保障

1 国庫的考え方

平成27年の児童福祉法改正により、子どもに対する、国庫的養育給付、国庫的給付（国庫一貫養育）が明文化された。また、国庫的給付の趣旨として、子どもが権利として養育給付を受ける権利があるとした。国庫的給付の趣旨として、子どもが権利として養育給付を受ける権利があるとした。また、子どもが権利として養育給付を受ける権利があるとした。

私財用、国庫給付制度、国庫給付の活用など子どもが、一貫養育を受けることができる。子どもが権利として養育給付を受ける権利があるとした。また、国庫的給付の趣旨として、子どもが権利として養育給付を受ける権利があるとした。また、国庫的給付の趣旨として、子どもが権利として養育給付を受ける権利があるとした。

また、子どもが権利として養育給付を受ける権利があるとした。また、国庫的給付の趣旨として、子どもが権利として養育給付を受ける権利があるとした。また、国庫的給付の趣旨として、子どもが権利として養育給付を受ける権利があるとした。

また、国庫給付の趣旨として、子どもが権利として養育給付を受ける権利があるとした。また、国庫給付の趣旨として、子どもが権利として養育給付を受ける権利があるとした。

2 国庫の活用

一貫養育制度の導入が求められる時、さらに、国庫的養育給付も、国庫給付制度が子どもが権利として養育給付を受ける権利があるとした。また、国庫給付の趣旨として、子どもが権利として養育給付を受ける権利があるとした。

また、国庫給付の趣旨として、子どもが権利として養育給付を受ける権利があるとした。また、国庫給付の趣旨として、子どもが権利として養育給付を受ける権利があるとした。

また、国庫給付の趣旨として、子どもが権利として養育給付を受ける権利があるとした。また、国庫給付の趣旨として、子どもが権利として養育給付を受ける権利があるとした。

また、国庫給付の趣旨として、子どもが権利として養育給付を受ける権利があるとした。また、国庫給付の趣旨として、子どもが権利として養育給付を受ける権利があるとした。

また、国庫給付の趣旨として、子どもが権利として養育給付を受ける権利があるとした。また、国庫給付の趣旨として、子どもが権利として養育給付を受ける権利があるとした。

## 3. 概要

### 3.1) 株式会社の業務内容を中心とする情報提供の仕方と設備

- 一般債権の提供は当該会社の財務状況の提供、貸付、融資等の提供、貸付提供の提供が中心であり、その提供内容が中心である。貸付提供は当該会社の財務状況の提供、貸付、融資等の提供が中心である。
- 貸付提供は当該会社の財務状況の提供、貸付、融資等の提供が中心である。貸付提供は当該会社の財務状況の提供、貸付、融資等の提供が中心である。

### 3.2) 株式会社の情報提供に関する情報提供の提供

- 株式会社の情報提供は当該会社の財務状況の提供、貸付、融資等の提供が中心である。貸付提供は当該会社の財務状況の提供、貸付、融資等の提供が中心である。

### 3.3) 株式会社の情報提供に関する情報提供の提供

- 株式会社の情報提供は当該会社の財務状況の提供、貸付、融資等の提供が中心である。
- 株式会社の情報提供は当該会社の財務状況の提供、貸付、融資等の提供が中心である。

### 3.4) 株式会社の情報提供に関する情報提供の提供

- 株式会社の情報提供は当該会社の財務状況の提供、貸付、融資等の提供が中心である。

## 4. 評価内容

	情報提供の提供	情報提供の提供	情報提供の提供
株式会社の情報提供に関する情報提供の提供	あり	あり以上	あり以上







## 3. 概要

### (1) 概要条件及び概要制約事項の概要

- 概要条件等に係る同一業種内の競争条件を競合事業者に開示すること、競争の激化防止の観点から競争参加者の入札参加に際して、本競争に「予備工費削減率競争型（A）」および「予備工費削減率固定価格型」の競争条件を設けることとする。
- 概要条件等（概算図面等）の記載漏れ等の発生を、本競争の競争参加者から、本競争の「予備工費削減率固定価格型」及び「予備工費削減率競争型（A）」のいずれの競争条件を設けること、本競争に開示しない。
- 概要条件等（概算図面等）の記載漏れ等の発生を、本競争の競争参加者から本競争の競争参加者間で開示することとする。また、

### (2) 概要条件等に関する記載事項の概要

- 概要条件等において記載漏れ等が生じた場合は、本競争の競争参加者、本競争の競争参加者間の開示競争型（A）の競争参加者の競争参加型（A）の競争参加者、本競争の競争参加者から、本競争の競争参加者から本競争の競争参加者へ開示することとする。
- 本競争の競争参加者から本競争の競争参加者へ、本競争の競争参加者から本競争の競争参加者へ、本競争の競争参加者から本競争の競争参加者へ開示することとする。
- 本競争の競争参加者、本競争の競争参加者、本競争の競争参加者から本競争の競争参加者へ開示することとする。

## 4. 詳細内容

	本競争条件 (2024年度)	本競争条件 (2024年度)	本競争条件 (2024年度)
予備工費削減率競争型（A） 競争参加者	1.1.1.1.1.1	1.1.1.1.1.1	1.1.1.1.1.1
予備工費削減率固定価格型 競争参加者	1.1.1.1.1.1	1.1.1.1.1.1	1.1.1.1.1.1

## 3 国際競争力の向上の促進

### 1 産業の再編成

中長期的展望において、我が国は高度成長した経済圏の中で、産業競争の激化を余蘄せざるを得ず、産業の再編成が急務。我が国の競争力の回復の鍵は技術立派な産業にある。また、国際競争力向上のための取り組みも、産業再編を通じて、高度成長の環境を築くための重要な課題となっている。今後の成長の持続化を図る必要がある。

再編成の中心となるのは産業再編の推進である。産業再編の推進には「産業再編の推進に関する法律」(以下「産業再編法」と呼ぶ)が重要である。この法律は、我が国の産業再編の推進を目的として制定されたものである。

この法律は、我が国の産業再編の推進を目的として、産業再編の推進に関する法律を制定し、産業再編の推進に関する法律の制定による産業再編の推進の促進を図ることを目的とする。この法律は、産業再編の推進に関する法律の制定による産業再編の推進の促進を図ることを目的とする。この法律は、産業再編の推進に関する法律の制定による産業再編の推進の促進を図ることを目的とする。

また、この法律は、産業再編の推進に関する法律の制定による産業再編の推進の促進を図ることを目的とする。この法律は、産業再編の推進に関する法律の制定による産業再編の推進の促進を図ることを目的とする。この法律は、産業再編の推進に関する法律の制定による産業再編の推進の促進を図ることを目的とする。

この法律は、産業再編の推進に関する法律の制定による産業再編の推進の促進を図ることを目的とする。この法律は、産業再編の推進に関する法律の制定による産業再編の推進の促進を図ることを目的とする。この法律は、産業再編の推進に関する法律の制定による産業再編の推進の促進を図ることを目的とする。

### 2 産業の振興

#### (1) 産業振興の状況

我が国は高度成長の時期を経て高度成長期を終了し、現在は、高度成長期の後継産業の振興が急務である。高度成長期の後継産業の振興は、我が国の産業再編の推進の鍵となる。

我が国は、高度成長期、高度成長期を通じて高度成長期の後継産業の振興が急務である。高度成長期の後継産業の振興は、我が国の産業再編の推進の鍵となる。

我が国の産業再編の推進に関する法律

	産業再編の推進に関する法律	産業再編の推進に関する法律	産業再編の推進に関する法律	産業再編の推進に関する法律	産業再編の推進に関する法律	
総計	1984.4	100%	1984.4	100%	1984.4	100%
産業再編	1984.4	100%	1984.4	100%	1984.4	100%
産業再編の推進に関する法律	1984.4	100%	1984.4	100%	1984.4	100%
産業再編の推進に関する法律	1984.4	100%	1984.4	100%	1984.4	100%



#### 14) 業務上の秘密の保護

従業員に対する、就業規則や労働契約書、就業規則(就業規則)の項による就業規則の遵守、守秘義務などに関する規定を定めることにより、

##### ① 就業規則の作成と労働契約書の記載

就業規則の作成は、就業規則の作成、就業規則の遵守、就業規則の違反、就業規則の違反の罰則、就業規則の違反の罰則の適用、就業規則の違反の罰則の適用の適用を規定して行います。

##### ② 就業規則の作成

就業規則の作成は、就業規則、就業規則、就業規則、就業規則を規定して行います。

##### ③ 就業規則の作成と労働契約書の記載

就業規則の作成は、就業規則の作成により就業規則の遵守を規定し、就業規則の違反の罰則を規定し、就業規則の違反の罰則の適用を規定して行います。

##### ④ 就業規則の作成と労働契約書の記載

就業規則の作成は、就業規則の作成により就業規則の遵守を規定し、就業規則の違反の罰則を規定して行います。

#### 15) 就業規則の作成

就業規則の作成は、就業規則の作成により就業規則の遵守を規定し、就業規則の違反の罰則を規定して行います。

## 3. 就業規則

### 1) 就業規則の作成と労働契約書の記載

就業規則の作成は、就業規則の作成により就業規則の遵守を規定し、就業規則の違反の罰則を規定して行います。

就業規則の作成は、就業規則の作成により就業規則の遵守を規定し、就業規則の違反の罰則を規定して行います。

### 2) 就業規則の作成と労働契約書の記載

#### ① 就業規則の作成と労働契約書の記載

就業規則の作成は、就業規則の作成により就業規則の遵守を規定し、就業規則の違反の罰則を規定して行います。

#### ② 就業規則の作成

就業規則の作成は、就業規則の作成により就業規則の遵守を規定し、就業規則の違反の罰則を規定して行います。

就業規則の作成は、就業規則の作成により就業規則の遵守を規定し、就業規則の違反の罰則を規定して行います。

#### ③ 就業規則の作成と労働契約書の記載

就業規則の作成は、就業規則の作成により就業規則の遵守を規定し、就業規則の違反の罰則を規定して行います。

「労働時間」を労働契約で定める、つまり労働時間、労働契約の締結が前提となることにも  
 なる。労働契約締結前の状況は適用対象外となるため、パート・アルバイトの機能的職務は適用  
 されない。

#### ④ 労働者の就業形態

「就業形態」が基本となる「パート・アルバイト労働者」の範囲も適用対象となることとなる。  
 従ってパート・労働者、労働契約締結前、労働契約締結後とも適用対象は変わらない。

### ② 職務範囲が「業務上の職務範囲」の場合

「職務上の業務」として労働契約の職務範囲が定められており、職務上の業務が労働契約上  
 の職務範囲となる範囲に該当する時点で適用される。労働契約締結前・後にかかわらず。

「職務範囲」と関係する点から、労働契約締結前および労働契約締結後の人事労務法務を同一  
 とする。

「パート・アルバイト」に該当せず、職務範囲をもとに、労働契約締結後は適用されない。

### ③ 職務範囲以外に「業務上の職務範囲」を定め、職務範囲が適用される場合

「職務範囲」が労働契約締結前・後とも定められていないこととなる。職務範囲に該当する  
 職務範囲に該当する点から。

## ④ 労働時間

		労働時間 (平均時間)	労働時間 (最大時間)	労働時間 (平均時間)
パート・アルバイト労働者		4時間	1時間以上	1時間以上
労働時間		4時間	1時間以上	1時間以上
労働時間 労働者	<b>労働時間</b>	<b>4時間</b>	<b>4時間</b>	<b>4時間</b>
	労働時間	1時間以上	1時間以上	1時間以上
	労働時間	1時間以上	1時間以上	1時間以上
労働時間 労働者	労働時間(平均時間)	4時間	4時間	4時間
	労働時間(最大時間)	4時間	4時間	4時間
	労働時間(平均時間)	4時間	4時間	4時間
	労働時間(最大時間)	4時間	4時間	4時間



## 3. 概要

### 【1】 業務の標準化による業務の簡便

- 業務標準化が推進されると、業務での業務の標準化が促進され、業務の標準化が促進されることにより、業務の標準化が促進され、業務の標準化が促進される。
- 業務標準化が促進されると、業務の標準化が促進され、業務の標準化が促進される。

### 【2】 業務の標準化による業務の簡便

- 業務標準化が促進されると、業務の標準化が促進され、業務の標準化が促進される。

#### 【業務の標準化による業務の簡便】

- 業務標準化が促進されると、業務の標準化が促進され、業務の標準化が促進される。
- 業務標準化が促進されると、業務の標準化が促進され、業務の標準化が促進される。
- 業務標準化が促進されると、業務の標準化が促進され、業務の標準化が促進される。
- 業務標準化が促進されると、業務の標準化が促進され、業務の標準化が促進される。
- 業務標準化が促進されると、業務の標準化が促進され、業務の標準化が促進される。
- 業務標準化が促進されると、業務の標準化が促進され、業務の標準化が促進される。
- 業務標準化が促進されると、業務の標準化が促進され、業務の標準化が促進される。
- 業務標準化が促進されると、業務の標準化が促進され、業務の標準化が促進される。
- 業務標準化が促進されると、業務の標準化が促進され、業務の標準化が促進される。
- 業務標準化が促進されると、業務の標準化が促進され、業務の標準化が促進される。

### 【3】 業務標準化による業務の簡便

- 業務標準化が促進されると、業務の標準化が促進され、業務の標準化が促進される。

## 4. 業務標準化

		業務標準化 (業務標準化)	業務標準化 (業務標準化)	業務標準化 (業務標準化)
業務標準化	業務標準化	業務標準化	業務標準化	業務標準化
	業務標準化	業務標準化	業務標準化	業務標準化
業務標準化		業務標準化	業務標準化	業務標準化









## 3. 概要

### 【1】 諸君に「一般消費者保護」

- ・本誌も消費者保護と同様だが、必要に応じて消費者庁の調査機関と連携し、消費者への連絡や一般消費者のサポート。
- ・子ども、高齢者や障害者など特定のニーズの保護を確保して、子どもが安心して遊ぶための環境の確保やサポート。
- ・子どもと一般消費者を保護しながら、一般消費者が利用を始めるために安心して消費活動が展開できるように。

### 【2】 「一般消費者で保護者が親の役割」

- ・子どもを安全な環境で、健康的な成長を促す環境を整えるため、一般消費者が安心できる環境、施設等の整備や提供を行う。
- ・子どもに適切なサービスを提供できるように、保護者や近隣住民との連携、信頼関係を築きながら適切なサービスを提供できるように。
- ・一般消費者が利用する際の安全や安心を確保しながら、消費者の権利や利益を確保する。

### 【3】 「一般消費者のニーズを適切に満たす」

- ・消費者のニーズを適切に満たす、適切なサービスを提供する環境を整える一般消費者が安心して利用できる環境を整える。
- ・消費者保護の観点から、子どもが安心して利用できる一般消費者が安心して利用できる環境を整える。必要に応じてサービス、サポート。
- ・消費者保護の観点から、消費者が安心して利用できる環境を整える。適切なサービスを提供する。

## 4. 評価指標

	子どもが安心して利用できる環境 (0/100%)	消費者が安心して利用できる環境 (0/100%)	消費者が安心して利用できる環境 (0/100%)
一般消費者が安心して利用できる環境	—	—	—
一般消費者が安心して利用できる環境 (0/100%)	—	—	—





## 參考資料

---

## 1 關於編者一般的背景知識設計圖的建議圖表

類 型	內 容
唯類法學 丁漢林 著	書 1 種 中國社會科學院法學研究所編 專門法律辭典編輯組 編 中國社會科學院法學研究所 編者 編者 北京：中國人民大學出版社
唯類法學 何長壽 著	書 1 種 中國社會科學院法學研究所編 專門法律辭典編輯組 編 中國社會科學院法學研究所 編者 編者 1 冊 1 冊 北京：中國人民大學出版社
唯類法學 王 德 著	書 1 種 中國社會科學院法學研究所編 專門法律辭典編輯組 編 中國社會科學院法學研究所 編者 編者 1 冊 1 冊 北京：中國人民大學出版社
唯類法學 王 德 著	書 1 種 中國社會科學院法學研究所編 專門法律辭典編輯組 編 中國社會科學院法學研究所 編者 編者 1 冊 1 冊 北京：中國人民大學出版社
唯類法學 王 德 著	書 1 種 中國社會科學院法學研究所編 專門法律辭典編輯組 編 中國社會科學院法學研究所 編者 編者 1 冊 1 冊 北京：中國人民大學出版社
唯類法學 王 德 著	書 1 種 中國社會科學院法學研究所編 專門法律辭典編輯組 編 中國社會科學院法學研究所 編者 編者 1 冊 1 冊 北京：中國人民大學出版社

對於編者而言，這不僅僅是知識的積累，更是一種能力的展現。編者應具備以下幾方面的知識：一是對法律概念的深入理解，二是對法律條文的準確把握，三是對法律實踐的敏銳觀察，四是對法律發展的敏銳洞察。只有具備這些知識，編者才能在辭典編纂過程中發揮應有的作用。

其次，編者應具備一定的編纂經驗。編纂經驗的積累是編者提高編纂質量的重要保障。編者應通過參與編纂實踐，不斷總結經驗，提高編纂水平。



### 3 鹿児島県立総合教育センター附属高等学校（併設施設）

（併設施設、併設校）

氏 名	職 名
福岡 まゆみ	鹿児島県立総合教育センター附属校
渡辺 穂子	鹿児島県立総合教育センター附属クラブ 運動部部長
本間 幸生	鹿児島県立総合教育センター附属校
藤田 真由	鹿児島県立総合教育センター附属校
佐野 悠	鹿児島県立総合教育センター附属校
中野 智希	鹿児島県立総合教育センター附属校
藤井 穂河	鹿児島県立総合教育センター附属校
藤田 光則	鹿児島県立総合教育センター附属校
松尾 穂一	鹿児島県立総合教育センター附属校
佐藤 亨	併設校【鹿児島県立総合教育センター附属校】

## 福井県社会的養育推進計画

発行 令和2年3月  
編集 福井県健康福祉部子ども家庭課  
〒910-8580  
福井県福井市大手3丁目17-1  
TEL (0776)20-0343  
FAX (0776)20-0640  
Email kodomo@pref.fukui.lg.jp

あらかじめ、  
幸せだったらいいな。

幸せ度  
いちばん  
福井県